

# 第5次大阪府文化振興計画(答申案)論点整理

資料3-2

## 第1章 計画の策定にあたって

### 【策定趣旨】

- これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、文化芸術を取り巻く状況の変化などを踏まえて策定
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた文化芸術活動に対し、これまで、新たな支援事業の立ち上げなどの措置を講じてきた今後も、感染状況を踏まえながら、文化振興と感染対策の両立を図り、文化芸術の灯が途絶えることがないよう、必要に応じて、柔軟かつ迅速な施策の推進に積極的に取り組む

### 【位置付け】

- 大阪府文化振興条例に基づく、「文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」
- 文化芸術基本法に規定される「地方文化芸術推進基本計画」としても位置付け

### 【計画期間】

- 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間  
※新型コロナの状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す

### 【文化芸術の範囲】

- 条例において、以下のとおり規定  
芸術、伝統芸能、上方演芸、生活文化、地域文化、国民娯楽、文化財

### 【文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの）】

- 文化芸術振興基本法の一部改正
  - ※法律名を「文化芸術基本法」に変更
  - ※観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携等を規定
- 文化芸術推進基本計画（第一期）の閣議決定
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
- 文化財保護法の一部改正
- 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- SDGs（エスディージーズ）の採択
- スマートシティの推進
- 大阪・関西万博の開催決定
- 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録
- 人口減少と少子高齢化

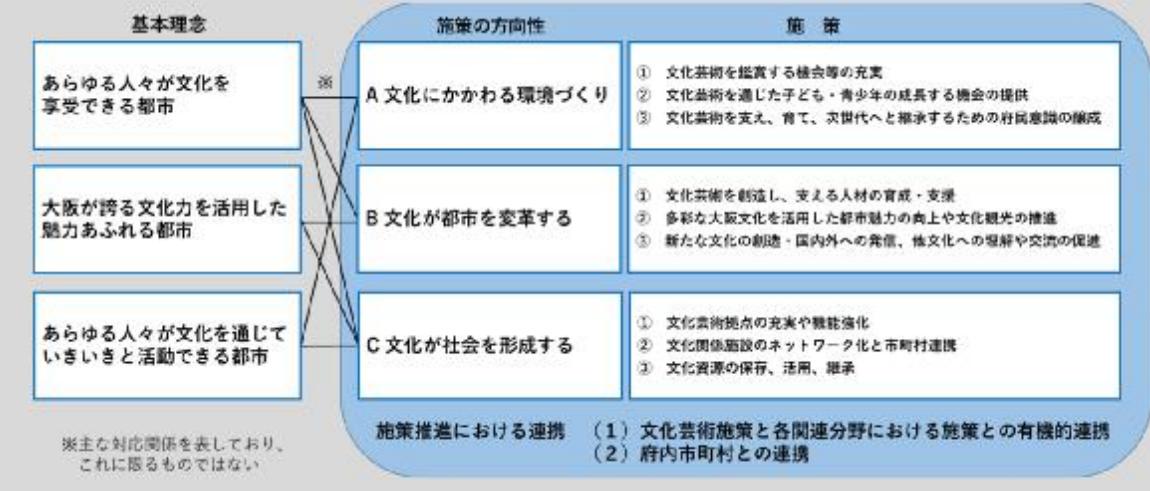
## 第2章 計画の基本的な考え方、第3章 施策の具体的取組

【イメージ図】

### 【目指す将来像】 「文化共創都市、大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～

行政のみならず様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を“共に創り”、支え、育み、その価値を高め、文化芸術の力で、心豊かで活力ある未来を切り拓いていく

▶ 文化芸術活動を通じて、誰もが自分らしく、いきいきとした人生を送ることができる都市へ



## 第4章 計画の推進にあたって

### 【府の役割】

- 府民や文化芸術活動を行う者等の自主性や創造性を尊重し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協働して、文化の振興に関する施策に取り組む

### 【推進体制、進行管理】

- 府民文化部を中心に関係所属とも連携し、施策を総合的かつ計画的に推進
- 計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を実施  
各施策・事業の評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果について文化振興会議に報告  
文化振興会議では、この報告や指標の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握し、重要な施策等について審議

### 【大阪アーツカウンシル】

- これまでの実績を踏まえながら、芸術文化の担い手を支援し、大阪の文化力の更なる向上につなげるため、引き続き、「評価」「審査」を中心としつつ、「調査」や「企画」を強化して、取組み内容の質を高め、取組を積極的に発信

### 【評価・検証】

- 「施策の方向性」ごとに指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施  
※可能なものについては、全国レベルの進捗状況と比較
- 指標は、その内容の達成を主たる目的とするものではなく、計画を評価・検証しフォローアップと改善を行う際のよりどころとして位置付ける
- 評価・検証は、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、指標に基づく全体の状況をもとに進捗を適切に把握

## 第5章 資料編

- 文化芸術基本法、大阪府文化振興条例、大阪府市文化振興会議委員名簿 など

## 第5次大阪府文化振興計画（答申案）論点整理

### 「文化共創都市、大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～

目指す 将来像	「文化共創都市、大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～		
	基本理念	施策の方向性	施策
あらゆる人々が文化を享受できる都市 <small>(都市のイメージ)</small> 府民市民の自主性、創造性が発揮されることもとより、あらゆる人々が年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境が整備され、途絶えることなく次世代へと継承されている。	<b>基本方向A「文化にかかる環境づくり」</b> 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、あらゆる人々が年齢などにかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境の整備を図ることが求められています。また、少子高齢化など、様々な社会状況の変化に対応した総合的な文化芸術施策を展開する必要があります。 このため、文化芸術を鑑賞する機会等の充実、子どもや青少年が文化芸術を通じて成長する機会の提供、文化芸術を支え、育て、次世代へと継承する意識の醸成などに取り組みます。	① 文化芸術を鑑賞する機会等の充実 ② 文化芸術を通じた子ども・青少年の成長する機会の提供 ③ 文化芸術を支え、育て、次世代へと継承するための府民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会のさらなる充実に取り組みます。</li> <li>○ 子どもや青少年に対して、一流の文化芸術に触れる機会の創出、アウトリーチやワークショップなどの体験機会の充実に努めます。</li> <li>○ 高齢者や障がい者に対して、文化芸術活動が活発に行われるよう、表現活動の場や創作・発表の機会の確保に努めます。</li> <li>○ 外国人などに対して、文化芸術を通じて相互理解や国際交流につなげるため、文化関係施設等の多言語化の推進や、文化芸術の体験機会の充実に努めます。</li> <li>○ 文化振興と新型コロナウイルス感染症対策の両立を図り、感染症と共生しながら、府内で文化芸術活動が継続されるよう、芸術家等に対して活動場所や出演の機会を創出することにより、引き続き、府民が様々な文化芸術に触れ、楽しむことができるよう機会の提供に取り組みます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術を通じて、子どもや青少年の豊かな感性や創造性を育むとともに、文化芸術への興味や関心を深めることができるよう、子どもたちが自主的かつ主体的に文化芸術にかかる機会を創出します。</li> <li>○ 教育機関等と連携し、歴史や地域の伝統などを含め、大阪にある様々な文化芸術に関する理解の促進、文化芸術教育の充実を図ります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府民が誇りを持ち、大阪の文化芸術を支え、育て、途絶えることなく次世代へと継承していくよう、意識や機運の醸成に取り組みます。</li> <li>○ 府民が、文化芸術が持つ力や役割を再認識し、文化芸術の価値がより一層高まるよう、文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実や、普及啓発等に取り組みます。</li> <li>○ 府民や民間団体がクラウドファンディングなどを活用した資金獲得手法に積極的に取り組んでいることなどを踏まえ、ふるさと納税制度の活用など、様々な立場の人々が大阪の文化芸術と共に創り、支え続ける仕組みづくりをサポートします。</li> </ul>
大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市 <small>(都市のイメージ)</small> 国内外から芸術家等が集い、様々な文化芸術が交流し、新たなつながりや創造が促進されることにより、自由で多彩な文化芸術活動がより活性化し、大阪の文化力や都市の魅力の更なる向上につながっている。	<b>基本方向B「文化が都市を変革する」</b> 文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高め、また、新たな需要や高い付加価値を生み出すことで、質の高い経済活動を実現するなど、社会の様々な分野の発展に寄与するものであり、都市を変革する力を有しています。 こうしたことから、文化芸術の担い手の育成・支援、多彩な大阪文化の活用、新たな文化的創造・発信、他文化との交流促進などを通じて、持続可能な文化芸術の振興やさらなる都市魅力の向上等を図ります。	① 文化芸術を創造し、支える人材の育成・支援 ② 多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進 ③ 新たな文化の創造・国内外への発信、他文化への理解や交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術の担い手（創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、企画又は制作を行う者、技術者、施設の管理及び運営を行う者など）の育成や支援に取り組み、持続可能な文化芸術の振興を図ります。</li> <li>○ 文化芸術には、例えば、デザインの向上による付加価値の創出など、各関連分野の質を向上させる力があることから、大阪をめざして文化芸術の担い手が集まり、人材の交流が生まれ、新しいチャレンジが創造されるよう、文化芸術活動に対する支援の充実に取り組みます。</li> <li>○ 新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な文化芸術活動が甚大な影響を受ける中、「新しい生活様式」等を踏まえた感染防止対策が求められる状況を踏まえ、文化芸術の担い手に対して、活動場所や出演の機会を創出するなど、継続的な支援に取り組みます。また、文化芸術の担い手は、フリーランスを含む個人事業者、営利企業、社団・財団法人、N P O 法人、任意団体など、多種多様であるとともに、そうした担い手による文化芸術活動は、産業経済分野において重要なセクターのひとつです。こうしたことから、それらが文化芸術分野はもとより、産業経済分野など様々な分野における各種支援制度（給付・助成・貸付など）の対象として適切に対応されるよう、府内関係部局等との情報共有、連携促進に努めます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大阪が誇る上方伝統芸能や上方演芸をはじめ、歴史遺産、景観、食文化など、府内各地にある様々な文化資源や地域の魅力を活用し、国際エンターテインメント都市としての都市ブランドの形成を通じて、さらなる都市魅力の向上を図ります。</li> <li>○ いわゆる文化観光推進法の施行を踏まえ、博物館や美術館など、文化資源の保存、活用を行う施設において、文化資源の鑑賞、体験など文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪が促進されるよう、文化観光の推進に努めます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ AI、VR、ARなどの最先端技術を取り入れた新しい文化芸術の取組を推進するとともに、「新しい生活様式」などを踏まえ、新型コロナウイルスの影響下でも実施可能な、ICT技術を活用した文化芸術活動の普及に努めます。</li> <li>○ 大阪・関西万博に向け、文化芸術活動を通じて、大阪と国内外の様々な文化や歴史、言語、習慣などが交流する機会を創出し、他文化理解、異文化交流の促進に取り組みます。 また、産官学民の様々な立場の人々が主体的にかかわり、多様性を互いに尊重し、認め合い、共に活躍、成長することができるダイバーシティ＆インクルージョンの実現をめざします。</li> </ul>
あらゆる人々が文化を通じて生きないと活動できる都市 <small>(都市のイメージ)</small> あらゆる人々が文化芸術を通じて社会参加し、心のつながりや相互理解が広がり、多様性を受け入れ、尊重し合う土壌が育まれ、心豊かで、誰もが生きないと活動できる社会が形成されている。	<b>基本方向C「文化が社会を形成する」</b> 文化芸術を通じて、他の文化や価値観を理解し、共生していく基盤をつくることは、人々が幸せに暮らしていくために欠くことができないものであり、心豊かな活力ある社会の形成にとって重要な意義を有しています。 こうしたことから、文化芸術拠点の充実や機能強化、文化関係施設のネットワーク化と市町村連携、府内各地にある文化資源の保存、活用、継承などを通じて、多様な人々が集い、交流する機会の創出や、文化芸術の社会的価値の醸成などに取り組みます。	① 文化芸術拠点の充実や機能強化 ② 文化関係施設のネットワーク化と市町村連携 ③ 文化資源の保存、活用、継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 劇場やホール、音楽堂などは、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々の創造性を育み、共に生きる絆を形成するための拠点であり、心豊かな生活や活力ある社会の構築などに欠かせない、重要な役割を担うものであることから、引き続き、官民の適切な役割分担のもと、施設の設置や立地誘導に努めます。</li> <li>○ 万博記念公園駅周辺地区において、国際的なスポーツ大会やコンサート等が開催できる規模を持ち、世界最先端の機能を有する大規模アリーナを中心とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくりを推進します。</li> <li>○ 府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）に関して、アーティストやクリエイター・府民・行政・企業・大学等が交流・連携・協働する拠点として機能を強化し、文化芸術の創造及び振興を図るとともに、府所蔵美術作品の管理・活用や次世代の担い手の育成にも取り組みます。また、文化芸術についての様々な情報の一元化を図り、府内の文化団体や芸術家等に対してのワンストップ窓口の機能を確立します。</li> <li>○ 府立上方演芸資料館（ツバハ上方）は、全国で唯一の演芸資料館として、資料等の収集・保存・展示等の取組を通して、上方演芸の保存及び振興を図るとともに、府民に上方演芸に親しむ場を提供します。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立、私立にかかわらず、府内にある文化関係施設（劇場・音楽堂・文化会館・文化ホール等、博物館、美術館 等）において、文化芸術に関する情報の共有や交換、文化芸術を支える人材等の交流が促進されるよう、ネットワークの構築に取り組みます。</li> <li>○ 目指す将来像の実現に向け、府内各地域において、多様で特色ある文化芸術活動がこれまで以上に活性化されるよう、府が中心となり、文化関係施設のネットワークも活かしながら、府内市町村が情報共有できる機会などを設けます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有形・無形を含め、府内にある様々な文化資源について、途絶えることなく次世代へと継承していくよう、アーカイブ化を図るとともに、教育・研究分野など、幅広い分野で利活用されるよう取り組み、府民が文化資源の社会的価値を認識し、文化芸術が尊重される社会をつくります。</li> <li>○ 特に、文化財については、大阪府文化財保存活用大綱に基づき、適切な保存・活用による次世代への確実な継承及び継続的な地域の維持発展に向けた取組を促進します。</li> </ul>
施策推進における連携			
(1) 文化芸術施策と各関連分野における施策との有機的連携	<p>文化芸術の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性を尊重しつつ、文化芸術活動がより活発に行われるよう、芸術家、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者と連携、協力を図りながら、施策の推進に努めてきました。</p> <p>このような中、平成29年改正の文化芸術基本法では、第2条において、文化芸術施策の推進にあたっては、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮」することが新たに規定されました。</p> <p>府では、文化芸術と各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう、芸術家等の文化芸術関係者だけでなく、府内関係部局や文化芸術以外の関連分野の関係者などとの情報共有、連携強化に取り組みます。また、各関連分野での様々な取組を通じて、府民が文化芸術に触れる機会が拡充されるよう、学校、教育施設、福祉施設、医療機関、スポーツ施設等との連携促進に努めます。</p>		
(2) 府内市町村との連携	<p>大阪府文化振興条例第3条において、府は、「市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言、その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。</p> <p>府内全域にわたって各地域の特性や特色を活かした文化芸術施策を推進する上で、市町村が果たす役割は重要であることから、府は広域自治体として、府内市町村に対する様々な情報の提供をはじめ、文化行政担当者間における意見交換や府内での先進事例の共有、市町村と連携した文化芸術事業の実施など、府内市町村との連携強化に取り組むとともに、市町村相互の連携を促進します。また、各市町村において、文化芸術の振興に関する条例の制定や基本計画の策定が推進されるよう支援に努めます。</p>		